

平成 29 年 11 月 28 日  
法務省大臣官房秘書課

「再犯防止推進計画（案）」に係る意見募集の結果について

「再犯防止推進計画（案）」について、本年 10 月 10 日から 11 月 10 日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じて御意見を募集しましたところ、計 229 件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました主な御意見の概要と、それに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、いただきました御意見は、適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみ示しております。

御意見をお寄せいただきました方の御協力に、厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の概要	考え方
「Ⅰ 再犯防止推進計画の目的」について		
1	再犯の防止は、犯罪をした者等が社会復帰した結果であるため、再犯防止施策は、犯罪をした者等を地域社会で包摂し、犯罪をした者等の社会復帰を促進することに重点を置いて取り組んでいただきたい。	御意見の趣旨は、Ⅰ・第 2 ①（P.3）で基本方針として踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
2	犯罪をした者等に対する支援の充実だけでなく、犯罪被害者等に対する支援の充実を図っていただきたい。	犯罪被害者等支援については、既に策定されている犯罪被害者等基本計画に基づいて実施することとなるため、本計画については原案のとおりとさせていただきます。 なお、本計画においても、Ⅰ・第 2 ③（P.3）の基本方針として、再犯防止施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して実施することを掲げています。
3	犯罪被害者らは事件後も深刻な精神的・経済的損害を負わされているところ、犯罪被害者らの理解を得るためには、犯罪被害者らが抱える問題の解決を優先すべきである。	本計画においては、Ⅰ・第 2 ③（P3）の基本方針として、犯罪被害者らの存在やその苦痛等について十分に認識すべきことを掲げております。犯罪被害者らに対する支援については犯罪被害者等基本計画に基づいて実施されるものであり、本計画はその重要性や必要性を否定するものでは

		ないため、原案のとおりとさせていただきます。
「Ⅱ 今後取り組んでいく施策」について		
「第2 就労・住居の確保等のための取組」について		
4	犯罪をした者等は、前歴があることによって、就労や住居の確保に当たって差別されている。こういった差別が解消されるよう取り組んでいく必要があると考える。	御意見の趣旨は、Ⅰ・第2⑤(P.4)や、Ⅱ・第2(P.8-15)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
5	就労支援は、単に就職先を確保するのではなく、就労意欲や職業適性などをしっかりと把握し、それに基づいて職業訓練を受けさせたり、協力雇用主とのマッチングを行う必要があると考える。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第2・1(2)①ア(P.8)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
6	就労に必要な基礎的能力の向上は必要だと思うが、矯正施設や保護観察所では実施できる期間が限られているため、厚生労働省や地方公共団体が積極的に関与すべきだと考える。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第2・1(2)①イ(P.8)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
7	福祉や農業のような、人手不足といわれている職業など、社会においてニーズがある職業について調査した上で、実際の就労に繋がる職業訓練に取り組むべきだと考える。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第2・1(2)①ウ(P.9)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
8	犯罪をした者等の再犯を防止するという高い志を持った事業主に協力雇用主となってもらう必要があるため、協力雇用主の意義等について積極的に広報していく必要があると考える。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第2・1(2)③(P.9)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
9	仕事で達成感を感じることで、自己有用感を得られると思われるので、例えば収穫物を見られる農業や、完成品を見られるものづくりなどの協力雇用主を増やしていくと良いと考える。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第2・1(2)③ウ(P.10)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
10	協力雇用主が犯罪をした者等を雇用するに当たっては、財政的な負担だけではなく、精神的な負担も大きいので、そういった不安を解消するような取組を実施していただきたい。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第2・1(2)④(P.10-11)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。

11	障害者雇用のジョブコーチのように、就労した犯罪をした者等が早期離職しないよう、継続的に支援する必要があると考える。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第2・1(2)⑥(P.12)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
12	公営住宅は、募集期間が限られていたり、身元保証人は必須であるなど、生活困窮者に対する支援としては使い勝手の悪いものとなっている。犯罪をした者等の支援に活用するのであれば、矯正施設入所中であっても入居手続が出来るようにするなどの対応が必要だと考える。	御意見の趣旨は、今後の再犯防止施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
13	満期出所者に対する支援を充実させていきたい。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第2・2(2)③オ(P.15)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
「第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」について		
14	「円滑に福祉サービスを利用させるため」という表現があるが、福祉サービスは本人の意思で利用するものであり、それを強いるような表現は適切ではないと考える。	御指摘を踏まえ、Ⅱ・第3・1(2)①ア(P.16)中の「円滑に福祉サービスを利用させるため」という表現を、「円滑に福祉サービスを利用できるようにするため」に修正させていただきます。
15	地域生活定着支援センターの人的体制の不足により、特別調整を実施できる件数が限られているので、地域生活定着支援センターの人的体制を充実させていくことが必要だと考える。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第3・1(2)①ウ(P.17)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
16	地域生活定着支援センターの機能を強化して、地域における福祉関係機関や福祉施設との連携を推進していただきたい。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第3・1(2)①ウ(P.17)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
17	更生保護施設による高齢又は障害のある者等への支援を充実させるため、社会福祉法人の更生保護事業への参入を促進したり、更生保護施設が福祉サービス事業に参入できるようにすることが必要だと考える。	御意見の趣旨のうち、社会福祉法人の更生保護事業への参入促進については、Ⅱ・第2・2(2)②ア(P.14)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。 また、更生保護施設が福祉サービス事業に参入できるようにすることについては、Ⅱ・第6・1(2)③イ(P.33)の検討に当たり参考にさせ

		ていただきます。
18	犯罪をした者等を受け入れた社会福祉施設が、地域から偏見や非難にさらされることのないよう、地域の住民に対する広報・啓発に取り組んでいただきたい。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第6・1(2)①(P.34-35)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
19	福祉専門職や心理専門職の育成課程で司法福祉学を必修とするなどして、犯罪をした者等への福祉サービスの提供について、社会福祉施設の職員に知識と理解を深めてもらうことが必要だと考える。	御意見の趣旨は、今後の再犯防止施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
20	障害者手帳の「発給」とされているが、「交付」が正しいと思われるので、修正していただきたい。	御指摘を踏まえ、Ⅱ・第3・1(2)②ウ(P.18)中の「障害者手帳の発給」という表現を、「障害者手帳の交付」に修正させていただきます。
21	高齢又は障害のある者等であっても、身柄拘束がなく起訴された者は更生緊急保護の対象となっていないことから、更生緊急保護の対象拡大について検討していただきたい。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第6・1(2)③イ(P.33)の検討に当たり参考にさせていただきます。
22	入口支援に関する刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方について、法務省及び厚生労働省が主体となって検討することとされているが、入口支援についての検討は、裁判所や弁護士も入って実施されるべきであり、主体が法務省及び厚生労働省となっていることは適切ではないと考える。	本計画は、政府において今後取り組んでいく施策を掲げているものであるため、Ⅱ・第3・1(2)③イ(P.18)の検討主体を法務省及び厚生労働省としておりますが、必要に応じて、関係機関・団体から意見聴取をさせていただくことを想定しております。
23	アメリカには、ドラッグ・コートと呼ばれる薬物依存症からの回復を図るための特別な裁判手続がある。日本においても、このように裁判所の関与のもとで薬物依存症からの回復を目指す仕組みを早急に構築するため、薬物事犯者の再犯防止を図るための刑事司法、特に裁判所の関与の在り方について、具体的な方向性を示すことが必要だと考える。	現時点で方向性を示すことは困難ですが、御意見の趣旨は、Ⅱ・第3・2(2)①エ(P.20)の検討に当たり参考にさせていただきます。
24	ハームリダクションと呼ばれる取組を始め、海外においては、薬物依存症者を回復させるための様々な取組	御意見の趣旨は、Ⅱ・第3・2(2)①エ(P.20)の検討に当たり参考にさせていただきます。

	が実施されている。そういった取組を参考に、日本においても、刑務所に入所させる以外の方法で薬物事犯者の再犯を防止する取組を実施することが必要だと考える。	
25	矯正施設や保護観察所における専門的処遇プログラムについては、受講の義務付けが可能であるが、医療機関による治療や民間援助施設による支援は義務付けができない。薬物依存症者を回復させるためには、そういった治療や支援についても義務付けできるようにすることが必要だと考える。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第3・2(2)①エ(P.20)の検討に当たり参考にさせていただきます。
26	「親族等が薬物依存症者の監護方法等について相談支援を受けられることが重要」と記載されているが、親族に監護を求めるのは適切ではないと思われるため、例えば「関わり方」などの表現に修正していただきたい。	御指摘を踏まえ、Ⅱ・第3・2(2)②イ(P.20)中の「親族等が薬物依存症者の監護方法等について相談支援を受けられることが重要」という表現を、「親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要」に修正させていただきます。
「第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組」について		
27	非行を原因として退学処分とされたり、自主退学を求められる者が多数存在する。その中には、学校内で包摂して規則正しい生活習慣を身に付けさせることが必要にも関わらず、退学によって社会資源を失ってしまっている者も多く存在するため、非行を原因とする中退を出来る限り少なくする対策が必要だと考える。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第4・1(2)①(P.23-24)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
28	少年非行の件数が減少したことで、非行の問題を抱える子供への対応経験がない教員が増加していると思われるので、学校と保護観察所・保護司の連携を更に強化する必要があると考える。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第4・1(2)②ア(P.24)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
「第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組」について		
29	「刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化」が掲げられているが、アセスメントに当たっては、	御意見の趣旨は、Ⅱ・第5・1(2)①イ(P.26)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に

	刑事司法関係機関だけでなく、医療や福祉の専門家の意見を取り入れることが必要と考える。	当たり参考にさせていただきます。
30	弁護士と社会福祉士が協力して作成した「更生支援計画」や、鑑定書、付添人意見書などの裁判で証拠として提出された資料について、矯正施設、保護観察所にも引き継いで、支援のための資料として活用していただきたい。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第5・1(2)①イ(P.26)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
31	一貫した指導・支援を実現するため、国が実施した処遇の内容を、地域で支援することとなる社会福祉施設等にも引き継いでいただきたい。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第6・1(2)⑤イ(P.33-34)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
32	「少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等」の中で、連携する関係機関として、学校、児童相談所、福祉事務所、少年サポートセンター、子供・若者総合支援センター等が例示されているが、民間が運営する子どもシェルターについても例示の中に加えていただきたい。	御指摘を踏まえ、子どもシェルターを含めた児童福祉施設を加えさせていただきます。
33	犯罪被害者等は、事件の後、精神的、身体的、経済的な問題を抱えることになるが、そういった事情は犯罪加害者には理解されていない。犯罪被害者等が再被害にあうことを防ぐためにも、被害者の視点を取り入れた指導を徹底的に実施していただきたい。	御意見の趣旨は、Ⅱ・第5・1(2)③(P.30)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
34	再犯防止施策については、施策同士の相乗効果等も含めて、適切に効果検証を行い、その結果を施策に反映していくことが必要だと考える。	御意見の趣旨は、Ⅰ・第2④(P.3-4)で基本方針として踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
「第6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組」について		
35	民間ボランティアの確保に向けて有効な広報を実施するためには、これまで実施してきた広報について、再犯防止の活動に関心がない層に対してどのような広報効果があったかを	御意見の趣旨は、今後の再犯防止施策の実施に当たり参考にさせていただきます。

	検証すべきであると考える。	
36	民間ボランティアの確保のために、再犯防止に「協力」してもらえよう働き掛けるだけでは、主体的に犯罪のない社会作りに向けて取り組んでもらえるようにはならないので、犯罪をした者等の社会復帰を困難とする社会問題の解決に取り組むことで、結果として全ての人が暮らしやすい社会につながることをアピールしていくべきだと考える。	御意見の趣旨は、今後の再犯防止施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
37	国が犯罪をした者等に対して、どのような指導や支援をしているかや、それがどのような効果を生んでいるかについて、積極的に広報していくことが必要だと考える。	御意見の趣旨は、Ⅰ・第2⑤(P.4)や、Ⅱ・第6・2(2)①ア(P.34)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
38	犯罪をした者等が社会復帰することが、犯罪をした者等にとってだけではなく、社会全体にとっても有益であること理解してもらうことが重要だと考える。	御意見の趣旨は、Ⅰ・第2⑤(P.4)や、Ⅱ・第6・2(2)①ア(P.34)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
「第7 地方公共団体との連携強化等のための取組」について		
39	再犯防止のような刑事政策は、地方公共団体に取組を求めるのではなく、国が一元的に実施すべきだと考える。	Ⅰ・第1(P.1-3)のとおり、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じていると考えており、再犯防止推進法においても、第4条第2項において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことを規定していることから、地方公共団体においても、国との適切な役割分担を踏まえて、必要な施策を実施していただくことが必要であると考えています。
40	犯罪をした者等の社会復帰は、地域社会への復帰であることから、地域の社会資源との繋がりを有する地方公共団体がより多くの責任を担えるようにする必要があるため、国は地方公共団体の取組を推進していく必	御意見の趣旨は、Ⅱ・第7・1(2)①ないし③(P.36-38)で踏まえているものと認識しておりますが、施策の実施に当たり参考にさせていただきます。

	要があると考える。	
41	地方公共団体がゼロから地方再犯防止推進計画を策定するのは難しいと思われるので、例えば国がモデルを作成し、それを地方公共団体が地域に合わせてアレンジしていくことが良いと考える。	再犯防止推進法第4条第2項は、地方公共団体は、「その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としているため、統一的なモデルを作成することは適切ではないと考えていますが、各地域を管轄する刑事司法関係機関が中心となって、地方再犯防止推進計画の策定に向けた必要な協力を実施させていただきます。
42	すでに条例の策定に向けて動いている地方公共団体もあると聞いており、そういった先進的な取組事例を広め、地方公共団体の取組を推進していくことが必要と考える。	御意見の趣旨は、今後の再犯防止施策の実施に当たり参考にさせていただきます。
43	地方公共団体が再犯防止施策を実施するために必要な財源を確保するため、政府において、地方公共団体に対する財政上の措置を講じていただきたい。	再犯防止推進法第4条第2項の趣旨や、御意見の趣旨を踏まえ、地方公共団体との連携強化に当たり、必要な財政上の措置の実施に努めてまいります。
「第8 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組」について		
44	「現状認識と課題等」の中で「刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等再犯の防止等に関する施策の実施を担う機関」という表現があるが、保健医療・福祉関係機関等が保健医療・福祉サービスを提供することが再犯を防止することに繋がるとしても、再犯の防止等に関する施策の実施を担う機関とするのは適切ではないと考える。	再犯防止推進法が基本的施策として「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」を掲げていることを踏まえて御指摘のように記載していたものでございますが、御意見を踏まえ修正させていただきます。

以上のほか、今般、お寄せいただきました御意見等については、今後の施策の実施に当たっての貴重な御意見等として承らせていただきます。